



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日  
(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（総務私学課）…………… 3
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）…………… 4
- 県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例（税務課）…………… 41
- 沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例（保健医療総務課）…………… 45
- 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（農地農村整備課）…………… 45
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課）…………… 46
- 沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例（都市計画・モノレール課）…………… 46
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）…………… 48
- 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課）…………… 52

### 規 則

- 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則（総務私学課）…………… 55
- 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 57
- 県税の課税免除の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）…………… 62
- 沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 66
- 沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 66

### 企業局事項

- 沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程…………… 69

### 公安委員会事項

- 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則…………… 72
- 警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示…………… 74

### 人事委員会事項

- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則…………… 76
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 77
- 初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 82
- 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 83
- 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 84
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則…………… 84
- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 84
- 地域手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 85

### 公布された条例のあらまし

- 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（条例第63号）
  - 1 要配慮個人情報を定義することとした。（第2条関係）
  - 2 個人情報取扱事務登録簿に登録する事項に、要配慮個人情報に関するものを加えることとした。（第6条関係）
  - 3 原則として要配慮個人情報の収集を禁止することとした。（第7条関係）
  - 4 その他所要の改正を行うこととした。（第2条、第6条、第10条及び第11条関係）
  - 5 この条例は、平成31年7月1日から施行することとした。（附則第1項）

6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第64号)

- 1 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
  - (1) 初任給調整手当について、医師及び歯科医師に対する支給月額限度額を引き上げる。(第11条関係)
  - (2) 宿日直手当について、勤務1回に係る支給限度額を引き上げる。(第26条関係)
  - (3) 期末手当について、大学の学長に対する12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。(第27条関係)
  - (4) 勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)に引き上げるとともに、特定職員の勤勉手当について、その減ずる額の算定に係る勤勉手当減額対象額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額)に乗ずる割合を改める。また、再任用職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)に引き上げる。(第28条及び附則第13項関係)
  - (5) 全ての給料表の給料月額を改定する。(別表第1から別表第6まで関係)
- 2 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
  - (1) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の130(特定幹部職員にあっては、100分の110)に改定する。再任用職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の62.5)に改定する。大学の学長の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の167.5に改定する。(第27条関係)
  - (2) 勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の92.5(特定幹部職員にあっては、100分の112.5)に引き下げる。また、再任用職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)に引き上げ、12月期の支給割合を100分の45(特定幹部職員にあっては、100分の55)に引き下げる。(第28条関係)
  - (3) 特定職員に係る給与の減額措置を廃止する。(附則第10項から第13項まで関係)
- 3 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第3条>
  - (1) 全ての給料表の給料月額を改定する。(第5条関係)
  - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。(第6条関係)
- 4 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第4条>

期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げる。(第6条関係)
- 5 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第5条>
  - (1) 全ての給料表の給料月額を改定する。(第7条及び別表第1から別表第3まで関係)
  - (2) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げる。(第10条関係)
- 6 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正することとした。<第6条>

期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げる。(第10条関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2、3、6、10及び11は、平成31年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 8 1(1)、(2)、(5)、3(1)及び5(1)は平成30年4月1日から、1(3)、(4)、3(2)及び5(2)は同年12月1日から適用することとした。(附則第2項)
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置等を定めることとした。(附則第3項から第5項まで)
- 10 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例について、給与条例の改正に伴う規定の整理を行うこととした。(附則第6項)
- 11 沖縄県職員の育児休業等に関する条例について、行政職給料表6級以上及びこれに相当する職務の級の職員に係る給与の減額措置の廃止に伴う規定の整理を行うこととした。(附則第7項)

○ 県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第65号)

- 1 題名を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改めることとした。(題名関係)
- 2 公益上の事由により課税を免除する対象となる事業者について、青色申告者以外の事業者も対象とすることとした。(第2条、第5条、第6条及び第9条関係)
- 3 地方活力向上地域内に本社機能の移転等を行い、事務所、研修施設等を新設し、又は増設した事業者に対し、県税の課税を免除し、又は不均一の課税をする措置を講ずることとした。(第2条及び第12条関係)
- 4 その他所要の改正を行うこととした。(第1条、第3条から第9条まで及び第13条から第16条まで関係)
- 5 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

- 
- 沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例（条例第66号）
- 1 題名を「沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例」に改めることとした。（題名関係）
  - 2 基金の設置の目的に、北部地域及び離島以外の地域の特に医師が不足している診療科における必要な医師の確保を加えることとした。（第1条関係）
  - 3 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
  - 4 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例（条例第67号）
- 1 国営土地改良事業と土地改良施設の突発事故被害の復旧を併せて行う場合における国営土地改良事業に係る負担金の徴収期間の始期を定めることとした。（第4条関係）
  - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第68号）
- 1 新たな企業集積施設の使用料の徴収根拠を定めることとした。（別表関係）
  - 2 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例（条例第69号）
- 1 基金の設置について定めることとした。（第1条）
  - 2 基金の積立額について定めることとした。（第2条）
  - 3 基金の管理について定めることとした。（第3条）
  - 4 運用益金の処理について定めることとした。（第4条）
  - 5 繰替運用について定めることとした。（第5条）
  - 6 基金の処分について定めることとした。（第6条）
  - 7 規則への委任について定めることとした。（第7条）
  - 8 この条例は、平成31年2月1日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第70号）
- 1 奥武山公園に新たに整備するコミュニティセンターを有料の公園施設として定めるとともに、その供用日、供用時間及び利用料金の基準額を定めることとした。（別表第3、別表第4及び別表第6関係）
  - 2 沖縄県総合運動公園の蹴球場の整備に伴い、利用料金の基準額を改めることとした。（別表第6関係）
  - 3 沖縄県総合運動公園の陸上競技場及び体育館のトレーニング室を共用利用する場合は、1回当たり2時間までとし、その基準額を定めることとした。（別表第6関係）
  - 4 1は平成31年4月1日から、2及び3は同年1月5日から施行することとした。（附則）
- 
- 沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（条例第71号）
- 1 新たに整備する自動車駐車場の名称、位置及び目的を定めることとした。（第2条関係）
  - 2 新たに整備する自動車駐車場の利用料金の基準額を定めることとした。（別表関係）
  - 3 その他所要の改正を行うこととした。（第2条、第4条、第9条及び第14条関係）
  - 4 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、5は、公布の日から施行することとした。（附則第1項）
  - 5 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができることとした。（附則第2項）

---

## 条 例

---

沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県条例第63号

## 沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8項を第9項とし、第2項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関の規則又は規程（以下「実施機関の規則等」という。）で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第6条第2項第9号中「実施機関の規則又は規程（以下「規則等」という。）」を「実施機関の規則等」に改め、同号を同項第10号とし、同項第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

第7条第2項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第10条第2項及び第11条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に実施機関が保有している要配慮個人情報については、改正後の第6条第2項中「を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について次に」とあるのは、「について、沖縄県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第63号）の施行の日以後、遅滞なく、第6号に」と読み替えて、同項の規定を適用する。

---

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第64号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「414,300円」を「414,800円」に改める。

第26条第2項中「4,200円」を「4,400円」に、「7,200円」を「7,400円」に、「6,300円」を「6,600円」に、「10,800円」を「11,100円」に改める。

第27条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

第28条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に、「100分の110」を「100分の115」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改め、同条第5項中「次条において同じ。）から」を「次条第3項第3号において同じ。）から」に、「同項」を「第28条第1項」に、「次条において同じ。）」を「次条第1項において同じ。）」に改める。

附則第13項中「100分の0.18」を「100分の0.19」に、「100分の0.22」を「100分の0.23」に改める。

別表第1から別表第6までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500

7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		

	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
再任	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
用職	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
員以	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
外の	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
職員	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						

	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第37条に規定する職員を除く。

別表第2 (第5条関係)

公 安 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100

8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200
24	212,200	229,500	251,000	283,000	341,200	367,400	394,300	424,000	461,000
25	214,100	231,100	252,300	284,200	343,100	369,100	396,000	425,300	462,500
26	215,800	232,800	253,500	286,000	345,200	371,100	398,000	426,700	463,900
27	217,600	234,500	254,800	288,000	347,100	373,100	400,100	428,200	465,400
28	219,300	236,200	256,000	290,000	349,100	375,100	402,200	429,800	466,700
29	221,200	237,400	257,100	291,900	350,900	376,900	403,700	431,100	467,900
30	223,000	239,200	258,200	293,900	353,000	379,000	405,500	432,800	468,600
31	224,800	241,000	259,500	295,700	354,800	381,100	407,200	434,500	469,300
32	226,600	242,800	260,600	297,600	356,900	383,100	408,900	436,100	470,000
33	228,200	244,200	261,100	299,300	358,300	385,000	410,600	437,500	470,500
34	229,900	245,700	262,300	301,100	360,300	387,100	412,100	439,200	471,300
35	231,600	247,000	263,400	303,000	362,200	389,200	413,700	440,900	472,000
36	233,300	248,400	264,600	304,800	364,300	391,100	415,200	442,500	472,600
37	234,500	249,700	265,500	306,600	366,200	392,800	416,500	443,900	472,900
38	236,300	251,000	266,700	308,500	368,300	394,300	418,000	444,600	473,500
39	238,100	252,200	267,700	310,400	370,300	395,600	419,500	445,300	474,000
40	239,900	253,400	268,700	312,100	372,300	397,000	421,000	446,000	474,500
41	241,300	254,500	269,900	313,800	374,300	398,200	422,500	446,400	475,000
42	242,700	255,700	271,200	315,600	376,400	399,300	423,800	447,000	475,400
43	244,000	256,800	272,500	317,500	378,500	400,300	425,100	447,700	475,800
44	245,200	257,900	273,700	319,400	380,500	401,300	426,300	448,300	476,200
45	246,500	258,600	274,800	321,100	382,200	402,500	427,300	449,100	476,500
46	247,600	259,700	276,300	323,000	383,900	403,700	428,000	449,800	
47	248,600	260,800	277,800	324,900	385,500	404,800	428,800	450,300	
48	249,500	262,000	279,300	326,700	387,200	406,000	429,600	450,800	
49	250,300	262,900	281,100	328,100	388,600	407,300	430,100	451,300	
50	251,400	264,100	282,800	329,700	389,600	408,100	430,500	451,600	
51	252,600	265,100	284,500	331,100	390,600	408,900	430,900	451,900	
52	253,700	266,200	286,000	332,800	391,600	409,600	431,200	452,300	
53	254,300	267,400	287,500	334,300	392,900	410,100	431,500	452,700	
54	255,500	268,300	289,300	336,000	394,000	410,800	431,900	452,900	

	55	256,400	269,700	291,000	337,600	395,100	411,500	432,200	453,200	
	56	257,600	270,900	292,700	339,400	396,300	412,100	432,500	453,400	
	57	258,600	271,900	294,100	340,300	397,600	412,800	432,800	453,800	
	58	259,600	273,500	295,800	342,000	398,400	413,200	433,100	454,000	
	59	260,400	274,900	297,600	343,600	399,200	413,800	433,400	454,200	
	60	261,400	276,400	299,400	345,200	399,900	414,400	433,700	454,400	
	61	262,500	278,000	300,800	346,800	400,400	414,800	434,000	454,800	
	62	263,400	279,600	302,600	348,500	401,100	415,400	434,300		
	63	264,500	281,200	304,400	350,200	401,800	415,900	434,600		
	64	265,400	282,700	306,100	351,900	402,500	416,400	434,900		
	65	266,500	284,100	307,400	353,500	402,800	416,900	435,200		
	66	267,700	285,500	309,100	355,100	403,500	417,500	435,500		
	67	268,900	287,000	310,500	356,700	404,200	417,900	435,800		
	68	270,000	288,400	312,200	358,300	404,800	418,400	436,100		
	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600		
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900		
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200		
再任 用職 員以 外の 職員	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400		
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700		
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000		
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300		
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500		
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800		
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100		
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400		
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600		
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900		
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200		
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500		
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700		
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500			
87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800				
88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000				
89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200				
90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500				
91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800				
92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000				
93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
94	300,600	324,200	350,600	384,200						
95	301,700	325,600	352,100	384,800						
96	303,000	326,900	353,600	385,300						
97	304,100	328,100	354,900	385,700						
98	305,300	329,400	356,100	386,100						
99	306,500	330,700	357,200	386,700						
100	307,700	332,000	358,400	387,200						
101	308,900	333,400	359,500	387,600						

	102	309,900	334,300	360,600	388,100						
	103	311,000	335,400	361,700	388,700						
	104	312,000	336,600	362,900	389,200						
	105	312,800	337,700	364,100	389,500						
	106	313,400	338,800	364,600	389,900						
	107	314,000	339,800	365,200	390,400						
	108	314,700	340,900	365,800	390,700						
	109	315,200	342,100	366,400	391,000						
	110	315,700	343,100	366,900	391,500						
	111	316,200	344,100	367,400	392,000						
	112	316,800	345,000	367,900	392,500						
	113	317,600	345,900	368,300	392,800						
	114	318,300	346,800	368,700	393,300						
	115	319,000	347,800	369,300	393,800						
	116	319,700	348,800	369,800	394,300						
	117	320,300	349,800	370,200	394,600						
	118	321,100	350,300	370,700	395,100						
	119	321,800	350,900	371,300	395,600						
	120	322,600	351,500	371,800	396,100						
	121	323,200	351,800	372,000	396,500						
	122	323,500	352,200	372,500	397,000						
	123	324,000	352,700	373,000	397,400						
	124	324,500	353,100	373,400	397,900						
	125	324,800	353,500	373,900	398,300						
	126		353,900	374,400							
	127		354,400	374,900							
	128		354,800	375,400							
	129		355,200	375,700							
	130		355,600	376,200							
	131		356,000	376,700							
	132		356,400	377,200							
	133		356,600	377,500							
	134		357,100	378,000							
	135		357,500	378,400							
	136		357,800	378,800							
	137		358,100	379,100							
	138		358,500	379,600							
	139		359,000	380,100							
	140		359,500	380,600							
	141		359,800	380,900							
	142		360,300								
	143		360,800								
	144		361,300								
	145		361,600								
	再任用職員	241,500	253,200	257,300	288,600	305,100	319,200	342,800	377,900	409,500	

備考 この表は、警察官で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第5条関係)

海 事 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	147,800	172,900	226,600	270,400	319,200	356,100	416,400
	2	148,800	175,200	228,800	272,200	321,200	358,400	418,900
	3	150,000	177,700	230,800	274,000	323,300	360,600	421,500
	4	151,000	180,000	232,900	275,800	325,400	363,100	424,000
	5	152,000	182,400	234,900	277,100	327,600	365,100	426,200
	6	153,300	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200	428,600
	7	154,600	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400	431,000
	8	155,900	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300	433,400
	9	157,000	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100	435,100
	10	158,500	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200	437,200
	11	160,100	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300	439,400
	12	161,600	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300	441,600
	13	162,900	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000	443,300
	14	164,400	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700	445,500
	15	165,900	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500	447,600
	16	167,500	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200	449,800
	17	168,900	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000	451,900
	18	170,600	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000	454,200
	19	172,300	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000	456,500
	20	174,000	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000	458,700
	21	175,600	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500	460,900
	22	177,600	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400	462,700
	23	179,500	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200	464,400
	24	181,400	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200	466,100
	25	183,100	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700	467,500
	26	184,900	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200	468,800
	27	186,700	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900	470,000
	28	188,500	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600	471,100
	29	190,100	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600	472,200
	30	192,200	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200	473,200
	31	194,300	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700	474,200
	32	196,400	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300	475,400
	33	198,300	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800	475,700
	34	200,200	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100	476,700
	35	202,100	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400	477,800
	36	204,000	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600	478,900
	37	205,800	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800	479,800

	38	207,400	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800	480,700
	39	208,900	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800	481,600
	40	210,500	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800	482,500
	41	211,900	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200	483,300
	42	213,400	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800	484,000
	43	215,000	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500	484,700
	44	216,600	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200	485,400
再任用 職員以 外の職 員	45	218,000	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800	485,900
	46	219,200	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100	486,500
	47	220,400	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700	487,100
	48	221,700	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200	487,700
	49	223,100	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500	488,000
	50	224,300	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200	488,600
	51	225,200	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900	489,300
	52	226,300	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600	489,800
	53	227,600	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200	490,300
	54	228,900	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900	491,000
	55	230,100	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600	491,300
	56	231,300	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200	491,900
	57	232,400	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600	492,400
	58	233,600	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300	
	59	234,800	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000	
	60	236,000	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700	
	61	237,200	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100	
	62	238,300	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400	
	63	239,200	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700	
	64	240,300	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000	
	65	240,900	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200	
	66	241,900	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500	
	67	242,700	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800	
	68	243,700	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100	
	69	244,400	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300	
	70	245,200			369,600	422,000	449,600	
	71	245,900			370,000	422,600	449,900	
	72	246,800			370,300	423,200	450,100	
	73	247,600			370,800	423,700	450,300	
	74	248,300			371,000	424,300		
	75	248,800			371,500	424,800		
	76	249,400			371,900	425,400		
	77	249,700			372,200	425,900		
	78	250,000			372,700	426,500		
	79	250,600			373,200	427,200		
	80	251,300			373,700	427,800		
	81	251,700			374,200	428,100		
	82	252,000			374,600	428,700		
	83	252,200			375,100	429,400		
	84	252,700			375,600	430,000		

	85	253,000			376,000	430,400		
	86				376,500	430,900		
	87				376,900	431,600		
	88				377,400	432,300		
	89				377,900	432,500		
	90				378,400			
	91				378,900			
	92				379,400			
	93				379,700			
	94				380,100			
	95				380,600			
	96				381,000			
	97				381,500			
	98				381,800			
	99				382,300			
	100				382,700			
	101				383,300			
再任用 職員		215,100	220,300	250,300	279,700	320,400	349,200	395,700

備考 この表は、船舶に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第5条関係)

教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	214,600	275,300	322,500	406,000
	2	216,900	278,300	325,400	408,300
	3	219,100	281,100	328,500	410,700
	4	221,300	283,900	331,500	413,200
	5	223,400	286,700	334,700	415,300
	6	225,500	289,200	337,500	417,800
	7	227,700	291,400	340,100	420,000
	8	229,800	293,800	342,800	422,500
	9	232,100	296,400	345,800	424,200
	10	234,500	298,900	348,800	426,700
	11	236,900	301,300	351,900	429,000
	12	239,300	303,900	355,200	431,300
	13	241,400	306,200	358,000	432,700
	14	243,800	308,200	360,100	434,900
	15	246,200	310,300	362,400	437,100
	16	248,600	312,200	365,000	439,400
	17	250,600	314,400	367,300	441,500

18	253,700	316,600	369,500	443,900
19	256,800	318,600	371,800	446,200
20	259,900	320,600	373,900	448,600
21	262,800	322,600	375,900	450,700
22	265,800	325,100	378,000	453,000
23	268,700	327,700	380,100	455,400
24	271,600	330,500	382,100	457,700
25	274,400	332,500	383,500	459,700
26	277,000	334,700	385,300	461,900
27	279,500	336,900	387,100	464,000
28	282,200	339,400	389,000	466,200
29	285,000	341,800	390,900	468,300
30	287,400	344,000	392,600	470,600
31	289,600	346,100	394,300	472,800
32	292,000	348,000	396,000	474,900
33	294,300	350,000	397,600	476,800
34	296,500	352,300	399,400	478,900
35	299,000	354,600	400,900	481,200
36	301,300	356,800	402,700	483,400
37	303,800	358,400	403,800	485,500
38	305,500	360,400	405,400	487,500
39	307,200	362,500	406,900	489,400
40	308,900	364,400	408,400	491,300
41	310,800	366,300	409,300	493,300
42	311,500	368,200	410,900	495,200
43	312,400	370,000	412,400	496,900
44	313,300	371,800	414,000	498,800
45	314,200	373,600	415,300	500,700
46	315,300	375,400	416,900	502,500
47	316,200	376,900	418,300	504,300
48	317,300	378,700	419,900	506,200
49	318,200	380,200	421,300	507,900
50	319,300	381,800	422,600	509,600
51	320,200	383,400	423,900	511,400
52	321,100	385,100	425,200	513,300
53	322,300	386,200	425,900	514,900
54	323,300	387,700	426,900	516,500
55	324,300	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200
61	330,200	397,500	433,200	526,400
62	331,200	398,900	434,100	527,400
63	332,300	400,400	435,100	528,400
64	333,400	401,900	436,200	529,400

	65	334, 100	402, 900	437, 100	530, 000
	66	335, 200	404, 000	438, 100	530, 900
	67	335, 900	405, 000	439, 100	531, 800
	68	337, 000	406, 100	440, 000	532, 700
	69	337, 600	407, 100	441, 000	533, 600
	70	338, 700	408, 000	442, 000	534, 400
	71	339, 600	408, 800	442, 900	535, 100
	72	340, 700	409, 600	443, 900	535, 600
	73	341, 000	410, 400	444, 900	536, 300
	74	342, 000	411, 300	445, 800	536, 800
再任用 職員以 外の職 員	75	343, 000	412, 100	446, 700	537, 600
	76	344, 000	412, 900	447, 700	538, 200
	77	345, 000	413, 600	448, 500	538, 700
	78	346, 000	414, 000	449, 000	
	79	346, 900	414, 300	449, 700	
	80	347, 800	414, 600	450, 300	
	81	348, 800	414, 900	451, 100	
	82	349, 800	415, 200	451, 800	
	83	350, 800	415, 400	452, 100	
	84	351, 800	415, 700	452, 700	
	85	352, 400	416, 000	453, 100	
	86	353, 000	416, 300	453, 400	
	87	353, 600	416, 600	453, 700	
	88	354, 200	416, 900	454, 000	
	89	354, 800	417, 100	454, 300	
	90	355, 200	417, 400		
	91	355, 600	417, 700		
	92	356, 100	418, 000		
	93	356, 600	418, 200		
	94	357, 000	418, 500		
	95	357, 500	418, 800		
	96	358, 000	419, 100		
	97	358, 600	419, 300		
	98	359, 100	419, 600		
	99	359, 500	419, 900		
	100	360, 000	420, 100		
	101	360, 400	420, 300		
	102	360, 900	420, 600		
	103	361, 200	420, 900		
	104	361, 700	421, 100		
	105	362, 200	421, 300		
	106	362, 600			
	107	363, 100			
	108	363, 600			
	109	364, 000			
	110	364, 500			
	111	365, 000			
	112	365, 400			

	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
	特1				706,000
	特2				761,000
	特3				818,000
	特4				895,000
	特5				965,000
再任用 職員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。

## 教 育 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	416,900
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	418,700
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	420,500
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	422,200
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	423,700
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	425,200
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	427,100
	8	169,600	214,000	278,800	345,800	429,000
	9	171,400	215,800	281,000	347,500	430,800
	10	173,500	217,700	283,300	349,600	432,600
	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300

13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000
14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900
15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700
16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600
17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300
18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100
19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900
20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700
21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300
22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000
23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900
24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600
25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300
26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900
27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500
28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000
29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500
30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800
31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100
32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400
33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600
34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300
35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000
36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700
37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300
38	226,700	281,600	346,200	400,300	
39	228,500	283,500	348,400	401,700	
40	230,300	285,500	350,500	403,100	
41	232,000	287,300	352,400	404,800	
42	233,700	289,700	354,500	406,200	
43	235,300	292,000	356,400	407,500	
44	236,900	294,500	358,500	409,000	
45	238,300	296,500	360,300	410,600	
46	239,700	299,000	362,300	411,900	
47	241,000	301,300	364,200	413,400	
48	242,200	304,000	366,200	415,000	
49	243,600	306,400	367,800	416,700	
50	245,100	308,800	369,600	418,100	
51	246,300	311,300	371,500	419,700	
52	247,800	313,600	373,500	421,200	
53	249,000	315,800	375,300	422,900	
54	250,200	318,000	377,100	424,400	
55	251,600	320,100	378,900	426,000	
56	252,700	322,300	380,600	427,600	
57	254,000	324,200	382,100	429,100	
58	255,100	326,300	383,700	430,600	
59	256,200	328,400	385,400	431,800	

	60	257,400	330,400	387,100	433,000
	61	258,700	332,500	388,300	434,200
	62	259,800	334,600	389,700	435,500
	63	261,200	336,800	391,100	436,800
	64	262,300	339,000	392,400	438,000
	65	263,600	340,700	393,800	439,200
	66	265,100	342,900	395,000	440,400
	67	266,600	344,900	396,400	441,600
	68	268,300	347,100	397,800	442,800
	69	269,700	348,900	399,100	444,000
	70	271,100	350,800	400,400	445,200
	71	272,500	352,800	401,800	446,400
	72	273,900	354,800	403,100	447,600
	73	275,000	356,400	404,400	448,700
	74	276,400	358,300	405,800	449,300
再任用 職員以 外の職 員	75	277,800	360,100	407,200	449,800
	76	279,000	362,000	408,500	450,300
	77	280,200	363,800	409,700	450,800
	78	281,400	365,500	410,900	
	79	282,600	367,200	412,200	
	80	283,800	368,800	413,600	
	81	284,900	370,300	414,900	
	82	286,100	371,800	416,100	
	83	287,300	373,300	417,100	
	84	288,500	374,700	418,300	
	85	289,500	375,800	419,500	
	86	290,600	377,200	420,700	
	87	291,600	378,600	421,900	
	88	292,800	379,900	422,900	
	89	293,900	381,200	424,000	
	90	295,000	382,500	425,000	
	91	296,200	383,700	426,000	
	92	297,400	385,000	427,000	
	93	297,900	386,300	427,900	
	94	298,900	387,400	428,700	
	95	300,000	388,700	429,500	
	96	301,200	389,900	430,300	
	97	302,200	391,300	431,100	
	98	303,300	392,300	431,500	
	99	304,300	393,400	431,900	
	100	305,400	394,400	432,300	
	101	306,300	395,300	432,700	
	102	307,400	396,300	433,000	
	103	308,500	397,400	433,300	
	104	309,500	398,500	433,600	
	105	310,100	399,200	433,900	
	106	311,000	400,100	434,200	

107	311,800	401,000	434,500
108	312,600	401,900	434,700
109	313,500	402,700	434,900
110	313,900	403,600	435,200
111	314,300	404,400	435,500
112	314,800	405,200	435,700
113	315,400	405,800	435,900
114	315,800	406,500	436,200
115	316,300	407,200	436,500
116	316,800	407,900	436,700
117	317,400	408,500	436,900
118	317,900	409,000	
119	318,300	409,400	
120	318,800	409,800	
121	319,300	410,200	
122	319,700	410,500	
123	320,200	410,800	
124	320,700	411,000	
125	321,300	411,200	
126	321,600	411,500	
127	321,900	411,800	
128	322,200	412,000	
129	322,400	412,200	
130	322,700	412,500	
131	323,000	412,800	
132	323,300	413,000	
133	323,500	413,200	
134	323,700	413,500	
135	323,900	413,800	
136	324,200	414,000	
137	324,500	414,200	
138	324,700	414,500	
139	325,000	414,800	
140	325,300	415,000	
141	325,500	415,200	
142	325,700	415,500	
143	326,000	415,800	
144	326,200	416,000	
145	326,500	416,200	
146	326,700		
147	327,000		
148	327,300		
149	327,500		
150	327,700		
151	328,000		
152	328,300		
153	328,500		

再任用 職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200
-----------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考1 この表は、高等学校、特別支援学校及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

教 育 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500

28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
38	226,000	254,600	345,900	370,000	
39	227,700	257,100	347,900	371,300	
40	229,400	259,400	349,800	372,900	
41	231,000	262,000	351,300	374,000	
42	232,700	264,400	353,100	375,400	
43	234,300	266,600	354,700	376,800	
44	235,900	268,800	356,400	378,300	
45	237,600	270,900	358,200	379,700	
46	239,100	273,100	359,900	381,300	
47	240,400	275,300	361,200	382,900	
48	241,800	277,300	362,800	384,400	
49	243,000	279,600	364,000	385,800	
50	244,400	281,600	365,500	387,300	
51	245,900	283,500	367,100	388,800	
52	247,100	285,500	368,700	390,200	
53	248,200	287,300	370,100	391,400	
54	249,600	289,700	371,600	392,700	
55	250,800	292,000	373,100	393,800	
56	252,000	294,500	374,600	394,900	
57	253,200	296,500	376,100	396,300	
58	254,400	299,000	377,500	397,500	
59	255,500	301,300	378,900	398,700	
60	256,700	304,000	380,200	400,000	
61	258,100	306,400	381,100	401,200	
62	259,100	308,800	382,300	402,200	
63	260,300	311,300	383,500	403,600	
64	261,200	313,600	384,600	404,900	
65	262,200	315,800	385,500	406,100	
66	263,600	318,000	386,700	407,200	
67	265,000	320,100	387,700	408,400	
68	266,400	322,300	388,800	409,500	
69	268,000	324,200	390,000	410,500	
70	269,500	326,300	391,000	411,700	
71	271,000	328,400	392,100	412,900	
72	272,400	330,400	393,300	414,100	
73	273,400	332,500	394,300	414,700	
74	274,600	334,600	395,400	415,500	

再任用 職員以 外の職 員	75	275,900	336,800	396,500	416,200
	76	277,100	339,000	397,600	416,700
	77	278,300	340,700	398,500	417,000
	78	279,400	342,600	399,400	417,400
	79	280,600	344,300	400,400	417,800
	80	281,800	346,100	401,400	418,200
	81	283,000	347,900	402,200	418,500
	82	283,900	349,700	403,000	418,900
	83	285,100	351,100	403,700	419,300
	84	286,300	352,900	404,500	419,600
	85	287,200	354,100	405,200	419,900
	86	288,100	355,700	406,000	420,300
	87	288,800	357,200	406,700	420,700
	88	289,800	358,700	407,400	421,000
	89	290,800	360,000	408,000	421,300
	90	291,700	361,300	408,700	421,600
	91	292,600	362,700	409,200	421,900
	92	293,400	364,100	409,900	422,100
	93	293,700	365,600	410,300	422,300
	94	294,400	366,900	410,700	
	95	295,100	368,200	411,000	
96	295,900	369,400	411,300		
97	296,700	370,400	411,600		
98	297,500	371,400	411,900		
99	298,300	372,400	412,200		
100	299,000	373,400	412,400		
101	299,900	374,300	412,600		
102	300,400	375,300	412,900		
103	300,900	376,300	413,200		
104	301,400	377,300	413,400		
105	301,600	378,100	413,600		
106	302,000	379,000	413,900		
107	302,300	379,900	414,200		
108	302,500	380,900	414,400		
109	302,700	381,700	414,600		
110	302,900	382,700	414,900		
111	303,200	383,700	415,200		
112	303,500	384,700	415,400		
113	303,700	385,300	415,600		
114	303,900	386,200	415,900		
115	304,100	387,100	416,200		
116	304,400	388,000	416,400		
117	304,700	388,800	416,600		
118	305,000	389,500			
119	305,300	390,300			
120	305,600	391,100			
121	305,800	391,700			

	122	306,000	392,500			
	123	306,200	393,200			
	124	306,500	393,900			
	125	306,800	394,500			
	126		395,200			
	127		395,700			
	128		396,300			
	129		397,000			
	130		397,600			
	131		398,100			
	132		398,600			
	133		398,900			
	134		399,200			
	135		399,500			
	136		399,800			
	137		400,100			
	138		400,400			
	139		400,700			
	140		401,000			
	141		401,300			
	142		401,600			
	143		401,900			
	144		402,200			
	145		402,400			
	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
再任用 職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考1 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事委員会規則で定めるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委

員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第5 (第5条関係)

## 研 究 職 給 料 表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600
	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200

	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
再任用 職員以 外の職 員	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600		
	75	264,200	319,700	389,200		
	76	265,300	320,800	389,900		
	77	266,400	321,900	390,600		
	78	267,600	322,900	391,200		
	79	268,900	323,800	391,800		
	80	270,000	324,700	392,400		
	81	271,200	325,800	393,000		
	82	272,500	326,600	393,600		
	83	273,800	327,300	394,200		
	84	275,000	328,100	394,800		

	85	276,100	328,600	395,300		
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900			
	91	282,700	331,400			
	92	283,900	331,900			
	93	284,800	332,200			
	94	285,800	332,600			
	95	286,800	333,100			
	96	287,800	333,600			
	97	288,100	334,100			
	98	289,000	334,600			
	99	289,700	335,100			
	100	290,600	335,600			
	101	291,500	336,100			
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			
再任用 職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第6（第5条関係）

医 療 職 給 料 表 (1)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200
	34	354,500	422,800	476,700	537,000
	35	356,700	424,600	478,800	538,700
	36	359,200	426,600	480,900	540,500
	37	361,400	428,500	483,000	542,100
	38	363,800	430,500	484,800	543,700
	39	366,200	432,400	486,600	545,100
	40	368,400	434,400	488,400	546,700
	41	370,700	436,200	490,100	548,200
	42	372,100	438,000	491,900	549,600
	43	373,600	439,700	493,700	551,000

	44	375,000	441,500	495,500	552,300
再任用 職員以 外の職 員	45	376,200	443,300	497,100	553,500
	46	377,600	445,100	498,800	554,500
	47	379,100	446,900	500,600	555,500
	48	380,600	448,600	502,400	556,500
	49	381,700	450,400	504,000	557,500
	50	382,700	452,100	505,300	558,400
	51	383,700	453,900	506,600	559,300
	52	384,500	455,700	507,900	560,200
	53	385,400	457,600	508,900	561,000
	54	386,300	458,800	510,200	561,900
	55	387,000	460,000	511,500	562,800
	56	387,900	461,200	512,800	563,700
	57	388,600	462,400	513,800	564,600
	58	389,500	463,400	514,600	565,500
	59	390,300	464,400	515,400	566,400
	60	391,100	465,400	516,200	567,100
	61	391,600	466,200	517,100	568,000
	62	392,100	466,900	517,900	568,900
	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	393,000	468,300	519,600	570,700	
65	393,300	469,000	520,500	571,600	
66		469,700	521,400		
67		470,400	522,100		
68		471,000	523,000		
69		471,300	523,900		
70		472,000	524,700		
71		472,700	525,600		
72		473,400	526,500		
73		473,800	527,300		
74		474,400	528,200		
75		475,100	529,100		
76		475,800	529,800		
77		476,200	530,600		
78		476,800	531,500		
79		477,400	532,400		
80		477,900	533,300		
81		478,500	534,100		
82		479,000	535,000		
83		479,500	535,900		
84		480,000	536,800		
85		480,400	537,600		
86		481,000	538,500		
87		481,400	539,400		
88		481,900	540,300		
89		482,400	541,100		
90		483,000			

	91		483,600		
	92		484,000		
	93		484,500		
	94		485,100		
	95		485,700		
	96		486,300		
	97		486,800		
再任用 職員		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (2)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100
	5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500
	6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200
	7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800
	8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500
	9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600
	10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900
	11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100
	12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300
	13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400
	14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400
	15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400
	16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500
	17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300
	18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300
	19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200
	20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300
	21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100
	22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700
	23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300
	24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800
	25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300
	26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600
	27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900

	28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200
	29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500
	30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700
	31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900
	32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000
	33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200
	34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400
	35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600
	36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800
	37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100
	38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900
	39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300
	40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000
	41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500
	42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900
	43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300
	44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700
	45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100
	46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500
	47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900
	48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200
	49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500
	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800	
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100	
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400	
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700	
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000	
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300	
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700	
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900	
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200	
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500	
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800	
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000	
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900		
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600		
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200		
再任用 職員以 外の職 員	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600		
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100		
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600		
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100		
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700		
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200		

	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800		
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400		
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900		
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400		
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900		
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400		
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700		
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200		
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600		
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000		
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400		
	86		289,500	325,400	346,300			
	87		289,700	325,600	346,600			
	88		289,900	326,000	346,900			
	89		290,300	326,400	347,300			
	90		290,500	326,800	347,600			
	91		290,700	327,200	348,000			
	92		290,900	327,600	348,300			
	93		291,300	327,900	348,700			
	94		291,500	328,100	349,000			
	95		291,700	328,500	349,300			
	96		292,000	328,800	349,600			
	97		292,400	329,000	349,900			
	98		292,700	329,300	350,300			
	99		292,900	329,600	350,700			
	100		293,200	329,900	351,100			
	101		293,500	330,100	351,600			
	102		293,700	330,400	352,000			
	103		293,900	330,800	352,400			
	104		294,200	331,000	352,800			
	105		294,500	331,200	353,300			
	106			331,400				
	107			331,800				
	108			332,000				
	109			332,200				
	110			332,600				
	111			333,000				
	112			333,400				
	113			333,600				
再任用 職員		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100	322,800	365,000

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表 (3)

職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400
	5	168,800	198,800	245,300	264,700	293,100	338,400
	6	170,300	201,100	246,600	265,700	294,900	340,500
	7	171,800	203,400	247,700	266,500	296,800	342,600
	8	173,300	205,700	249,000	267,500	298,600	344,700
	9	174,600	208,100	250,000	268,600	300,500	346,200
	10	176,300	209,500	251,100	269,400	302,400	348,200
	11	177,900	210,900	252,000	270,500	304,200	350,100
	12	179,400	212,100	252,900	271,700	306,100	352,100
	13	180,900	213,500	254,100	273,000	307,600	354,000
	14	182,900	214,900	255,200	274,200	309,200	356,100
	15	184,900	216,400	256,000	275,400	311,000	358,200
	16	186,900	217,600	257,000	276,800	312,800	360,200
	17	189,100	219,000	257,600	278,100	314,500	362,200
	18	191,200	220,500	258,500	279,500	316,100	364,200
	19	193,300	222,000	259,500	280,700	317,800	366,300
	20	195,400	223,500	260,400	282,000	319,500	368,400
	21	197,500	224,700	261,300	283,600	320,900	370,100
	22	199,700	226,400	262,300	285,200	322,400	372,200
	23	201,900	228,100	263,200	286,700	323,900	374,300
	24	204,100	229,800	264,200	288,100	325,400	376,300
	25	206,100	231,100	265,400	289,400	326,800	378,300
	26	207,400	232,800	266,500	291,200	328,200	379,900
	27	208,600	234,500	267,700	293,000	329,700	381,800
	28	209,900	236,200	268,900	294,700	331,300	383,700
	29	211,100	237,800	270,100	296,000	332,400	385,500
	30	212,200	239,200	271,600	297,600	333,900	387,200
	31	213,500	240,500	273,200	299,200	335,300	389,100
	32	214,700	241,600	274,600	300,900	336,800	390,900
	33	216,000	242,800	276,200	302,300	338,400	392,600
	34	217,300	243,900	277,700	303,800	339,900	394,300
	35	218,600	244,800	279,000	305,400	341,500	396,100
	36	219,900	245,900	280,300	307,000	343,000	397,800
	37	221,100	246,800	281,900	308,300	344,700	399,400
	38	222,500	247,900	283,300	309,700	346,300	401,100
	39	223,800	248,800	284,800	311,100	347,800	402,900
	40	225,200	249,900	286,200	312,700	349,400	404,700
	41	226,100	250,400	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	227,500	251,300	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	228,900	252,200	290,500	317,000	353,600	409,200

44	230,300	253,100	292,100	318,500	355,000	410,500
45	231,500	253,900	293,400	319,300	356,600	411,600
46	232,900	254,900	294,800	320,700	357,600	412,700
47	234,200	255,800	296,300	322,100	359,100	413,800
48	235,500	256,800	297,800	323,600	360,400	415,000
49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300
50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400
51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600
52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700
53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900
54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900
55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000
56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100
57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200
58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700
59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300
60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700
61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300
62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800
63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200
64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	
72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	
73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	
74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	
75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	
76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	
77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	
78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	
79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	
80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	
87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200	
88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600	
89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900	
90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300	

	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
再任用 職員以 外の職 員	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
	94	281,900	315,000	348,400	366,400	
	95	282,800	315,700	349,100	366,800	
	96	283,800	316,300	349,700	367,100	
	97	284,400	317,000	350,100	367,700	
	98	285,200	317,300	350,500	368,200	
	99	285,800	317,900	351,000	368,700	
	100	286,700	318,600	351,400	369,200	
	101	287,500	319,000	351,900	369,800	
	102	288,300	319,600	352,300	370,300	
	103	289,100	320,200	352,800	370,800	
	104	289,900	320,800	353,200	371,200	
	105	290,600	321,200	353,500	371,800	
	106	291,100	321,700	354,000	372,300	
	107	291,600	322,200	354,400	372,800	
	108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	292,300	323,100	355,200	373,900		
110	292,600	323,500	355,700	374,300		
111	292,800	323,800	356,200	374,800		
112	293,200	324,100	356,700	375,300		
113	293,500	324,500	357,200	375,900		
114	293,700	324,900	357,700			
115	294,100	325,300	358,200			
116	294,400	325,600	358,600			
117	294,700	325,800	359,000			
118	295,000	326,100	359,400			
119	295,300	326,500	359,900			
120	295,700	326,700	360,400			
121	296,000	326,900	360,800			
122	296,400	327,200	361,300			
123	296,700	327,500	361,800			
124	297,100	327,800	362,300			
125	297,300	328,000	362,600			
126	297,500	328,300				
127	297,800	328,700				
128	298,200	328,900				
129	298,400	329,100				
130	298,700	329,300				
131	299,100	329,700				
132	299,500	329,900				
133	299,700	330,200				
134	300,000	330,600				
135	300,400	331,000				
136	300,700	331,400				
137	300,900	331,700				

	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用 職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

**第2条** 沖縄県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「及び附則第10項第3号」を削り、同条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に改め、「及び附則第13項」を削り、「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」とする。

第27条第4項中「。附則第10項第3号において同じ。」を削る。

第28条第1項中「及び附則第10項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第10項第4号」を削り、「100分の95」を「100分の92.5」に、「100分の115」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の47.5」を「100分の45」に、「100分の57.5」を「100分の55」に改める。

附則第10項から第13項までを削る。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第3条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	396,000
2	456,000
3	516,000
4	596,000
5	693,000
6	791,000

第5条第2項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	330,000
2	366,000
3	394,000

第6条第3項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

**第4条** 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場

合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第5条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）

の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	374,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第10条第2項中「100分の165」を「100分の170」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

**別表第1**（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、161,300円とする。

**別表第2**（第8条関係）

特定業務等従事任期付職員研究職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
------	----	----	----	----	----

給料月額	円 144,300	円 194,000	円 280,200	円 331,500	円 388,800
------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

備考1 この表は、試験場、研究所等で人事委員会規則で定めるものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、164,000円とする。

**別表第3 (第8条関係)**

1 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(1)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	円 247,900	円 333,100	円 397,900	円 471,700

備考 この表は、保健所、研究所等に勤務する医師及び歯科医師である特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	円 149,000	円 186,900	円 222,100	円 248,100	円 279,900	円 327,000	円 371,100

備考1 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が獣医師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、209,000円とする。

3 特定業務等従事任期付職員医療職給料表(3)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
給料月額	円 163,000	円 190,500	円 238,500	円 261,100	円 285,900	円 330,100

備考1 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の特定業務等従事任期付職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が2級で職種が保健師又は助産師であるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、208,100円とする。

**第6条** 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の170」を「100分の167.5」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条並びに附則第6項及び第7項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（沖縄県職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「任期付研究員条例」という。）第6条第3項の改正規定を除く。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第10条第2項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成30年4月1日から、第1条の規定（給与条例第27条第2項及び第28条第2項並びに附則第13項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定、第3条の規定（任期付研究員条例第6条第3項の改正規定に限る。）による改正後の任期付研究員条例の規定及び第5条の規定（任期付職員条例第10条第2項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

- 3 平成30年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例、第3条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例、第3条の規定による改正後の任期付研究員条例又は第5条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

- 6 次に掲げる条例の規定中「100分の122.5」を「100分の130」に、「「100分の147.5」と、「100分の137.5」とあるのは「」を「、「、6月に支給する場合には100分の147.5、12月に支給する場合には」に改める。

(1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条

(2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第4条

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 7 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第5項から第7項までを削る。

---

県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第65号

県税の課税免除の特例に関する条例の一部を改正する条例

県税の課税免除の特例に関する条例（平成14年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例

第1条中「課税免除」の次に「及び不均一課税」を加える。

第2条第10号を次のように改める。

(10) 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第15項の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域をいう。

第3条中「以下この条」を「第2号及び第3号」に改め、「対象施設（以下）」の次に「この条において」を加え、同条第1号中「当該施設」を「特定民間観光関連施設」に改める。

第4条中「以下この条」を「第2号及び第3号」に改め、「超えるもの（以下）」の次に「この条において」を加え、同条第1号中「当該設備」を「情報通信産業振興地域対象設備」に改める。

第5条中「以下この条」を「第2号及び第3号」に、「青色申告者」を「者」に改め、同条第1号中「以下」の次に「この条において」を加える。

第6条中「以下この条」を「第2号及び第3号」に改め、「超えるもの（以下）」の次に「この条において」を加え、「青色申告者」を「者」に改め、同条第1号中「当該設備」を「国際物流拠点産業集積地域特別償却適用設備」に改める。

第7条中「以下この条」を「第2号及び第3号」に改め、「超えるもの（以下）」の次に「この条において」を加え、同条第1号中「当該設備」を「経済金融活性化特別地区対象設備」に改める。

第8条中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第1号中「当該設備」を「離島地域対象設備」に改める。

第9条中「以下」の次に「この条において」を加え、「青色申告者」を「者」に改め、同条第1号中「当該設備」を「過疎地域特別償却適用設備」に改める。

第15条を第16条とする。

第14条中「若しくは第11条」を「、第11条若しくは第12条」に改め、同条を第15条とする。

第13条第1項中「により課税免除の」を「による」に、「及び第11条」を「、第11条及び第12条第1項」に、「課税免除すべき額」を「課税を免除すべき額、又は同条第2項の規定により不均一の課税をすべき額以外の額」に改め、同条を第14条とする。

第12条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条中「により県税の課税免除」を「の適用」に改め、同条を第13条とする。

第11条の次に次の1条を加える。

(地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税)

**第12条** 知事は、地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第18項の規定により同条第15項の認定を受けた地域再生計画が公示された日（以下この条において「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に、同法第17条の2第3項の規定により、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（次項において「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第8項第5号に規定する中小事業者、同法第42条の4第8項第6号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第8項第5号に規定する中小連結法人にあつては、1,900万円）以上のもの（以下この条において「地方活力向上地域特別償却適用設備」という。）を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものについて、課税を免除するものとする。

- (1) 事業税 地方活力向上地域特別償却適用設備を事業の用に供した日の属する年以降3箇年の各年又は地方活力向上地域特別償却適用設備を事業の用に供した日の属する事業年度の初日から起算して3年以内に終了する各事業年度に係る所得金額又は収入金額（事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該地方活力向上地域特別償却適用設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの
- (2) 不動産取得税 地方活力向上地域特別償却適用設備である家屋及びその敷地である

土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもの

- (3) 固定資産税 大規模償却資産のうち地方活力向上地域特別償却適用設備であるもの（公示日以後に取得したものに限る。）に対して、その取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3箇年度において課するもの

2 知事は、地方活力向上地域内において、公示日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法第17条の2第3項の規定により、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者（同条第1項第2号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、地方活力向上地域特別償却適用設備を新設し、又は増設した者に対しては、次の各号に掲げる税目の区分に従い、それぞれ当該各号に定める税率により課税するものとする。

- (1) 不動産取得税 地方活力向上地域特別償却適用設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するもので、次のア又はイの区分に従い、それぞれア又はイに定める税率

ア 家屋 100分の0.4

イ 土地 100分の0.3

- (2) 固定資産税 大規模償却資産のうち地方活力向上地域特別償却適用設備であるもの（公示日以後に取得したものに限る。）に対して、その取得の日の属する年の翌年（当該日が1月1日である場合には、当該日の属する年）の4月1日の属する年度以降3箇年度において課するもので、次のアからウまでの区分に従い、それぞれアからウまでに定める税率

ア 初年度 100分の0.14

イ 第2年度 100分の0.467

ウ 第3年度 100分の0.933

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第66号

**沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例の一部を改正する条例**

沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金条例（平成26年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

**沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金条例**

第1条中「おける医師」の次に「並びにその他の地域の特に医師が不足している診療科における必要な医師」を加え、「沖縄県北部地域及び離島緊急医師確保対策基金」を「沖縄県北部地域及び離島等緊急医師確保対策基金」に改める。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成36年3月31日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

---

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第67号

**沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例**

沖縄県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和50年沖縄県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「より災害復旧」の次に「又は突発事故被害の復旧（以下この項において「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第68号**

**沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表に次のように加える。

5号棟事業用専用区画	1月につき	6,039,615円
------------	-------	------------

**附 則**

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県条例第69号**

## 沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金条例

(設置)

**第1条** 沖縄県国営沖縄記念公園内施設（沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）に基づき設置されたものをいう。以下「公園内施設」という。）を管理し、及びその利用を促進することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県国営沖縄記念公園内施設管理等基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

**第2条** 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

**第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第4条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第5条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第6条** 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 公園内施設の施設及び附属設備の修繕、新設その他の管理を行う事業の費用の財源に充てる時。
- (2) 公園内施設の運営の状況の分析及び評価を行う事業の費用の財源に充てる時。
- (3) 公園内施設の利用を促進するための事業の費用の財源に充てる時。

(4) 前3号に掲げるもののほか、公園内施設を管理し、及びその利用を促進することを目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第70号

沖縄県都市公園条例の一部を改正する条例

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表第3 公園施設の項中

多目的広場	を	多目的広場 コミュニティ センター	に改める。
-------	---	-------------------------	-------

別表第4 中

多目的お祭り広場	午前9時から午後9時まで	を
----------	--------------	---

コミュニティセンター	午前9時から午後9時まで	に
多目的お祭り広場		

改める。

1人1回につき 140円
回数券11回分 1,400円

別表第6第1項第1号中	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円	を
	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円	

1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円

に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 蹴球場

区 分				基 準 額		
				9時～17時(1時間につき)	時間外(1時間につき)	
コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,520円	1,740円
				高齢者	760円	870円
				児童・生徒	760円	870円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額		
	2分の1面利用	入場料を徴収しない	一般・学生	760円	870円	
高齢者			380円	430円		

			場合	児童・生徒	380円	430円			
				入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額				
			5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	一般・学生	300円	340円		
					高齢者	150円	170円		
					児童・生徒	150円	170円		
			5分の1面利用	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生、高齢者又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額				
					その他の催物に利用する場合	全面利用	入場料を徴収しない場合	3,040円	3,490円
							入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	
			2分の1面利用	入場料を徴収しない場合	1,520円			1,740円	
					入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額			
5分の1面利用	入場料を徴収しない場合	600円			690円				

		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた基準額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額
第1会議室			470円 540円
第2会議室			220円 250円
照明設備	全点灯		1時間につき 1,910円
	2分の1点灯		1時間につき 950円
シャワー			1人1回につき 100円

別表第6第1項第5号中

840円	840円	1,680円	240円
1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			
1人1回につき 70円 回数券11回分 700円			

を

840円	840円	1,680円	240円
1人2時間につき 140円 回数券(11枚) 1,400円			
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			
1人2時間につき 70円 回数券(11枚) 700円			

に改め、同項中第14号を第15号とし、第13

号の次に次の1号を加える。

(14) コミュニティセンター

区 分	基 準 額	
	9時～17時（1時間につき）	時間外（1時間につき）
おおきなサロン	390円	450円
ちいさなサロン	280円	320円
シャワー	1人1回につき 100円	

附 則

この条例中別表第6第1項第1号、第3号及び第5号の改正規定は平成31年1月5日から、別表第3及び別表第4の改正規定並びに別表第6第1項中第14号を第15号とし、第13号の次に1号を加える改正規定は同年4月1日から施行する。

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第71号

沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例

沖縄県自動車駐車場管理条例（平成10年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（名称等）」に改め、同条中「前条に規定する」を削り、「次の」を「次の表の」に改め、同条の表に次のように加える。

てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場	浦添市前田三丁目（県道浦西停車場線道路内）
--------------------	-----------------------

第2条に次の1項を加える。

2 前項に規定するてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場は、自動車で移動しようとする者がこれに駐車し、かつ、公共交通機関を利用することを促すことにより、交通の混雑の緩和を図ることを主な目的とする。

第4条第3号中「利用する者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加える。

第9条第1項中「駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）」を「利用者」に改め、同条第3項中「別表第1及び第2」を「別表」に改める。

第14条の見出しを「（規則への委任）」に改める。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

### 別表（第9条関係）

#### 1 県民広場地下駐車場

区分		基準額（1台につき）	
普通 駐車	時間内駐車	二輪車	(1) 1時間以内の利用の場合 100円 (2) 1時間を超え4時間以内の利用の場合 30分ごとにつき50円 (3) 一の入出場時間における駐車が4時間を超える利用の場合 400円
		四輪車	(1) 1時間以内の利用の場合 300円 (2) 1時間を超え4時間以内の利用の場合 30分ごとにつき150円 (3) 一の入出場時間における駐車が4時間を超える利用の場合 1,200円
	時間外駐車	二輪車	1回につき 360円
		四輪車	1回につき 1,080円
定期駐車券による 駐車	二輪車		1月につき 7,200円
			土曜日及び日曜日を除く1月につき 4,620円
	四輪車		1月につき 21,600円
			土曜日及び日曜日を除く1月につき 14,400円

## 2 てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場

区分		基準額（1台につき）
普通駐車 （四輪車に限る。）	時間内駐車	(1) 1時間以内の利用の場合 100円 (2) 1時間を超え4時間以内の利用の場合 1時間ごとにつき100円 (3) 一の入出場時間における駐車が4時間を超える利用の場合 400円
	時間外駐車	1回につき 360円
定期駐車券による駐車 （四輪車に限る。）	全日定期駐車券	1月につき 5,000円
		3月につき 15,000円
		6月につき 30,000円
	平日及び土曜日定期駐車券	1月につき 4,200円
		3月につき 12,600円
		6月につき 25,200円
	平日定期駐車券	1月につき 3,500円
		3月につき 10,500円
		6月につき 21,000円

## 備考

- 「時間内駐車」とは、入出場時間における駐車をいい、「時間外駐車」とは、入出場時間以外の時間における駐車をいう。ただし、時間外駐車をした場合においては、当該時間外駐車の前1時間前及び1時間後に係る駐車については、時間外駐車に含めるものとする。
- 「二輪車」とは、自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び原動機付自転車をいい、「四輪車」とは、普通自動車をいう。

- 3 定期駐車券による駐車は、時間内駐車に限るものとする。
- 4 「全日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間に使用することができる定期駐車券をいう。
- 5 「平日及び土曜日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間のうち、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。
- 6 「平日定期駐車券」とは、公共交通機関に乗り換える利用者が1月4日から12月30日までの期間のうち、土曜日、日曜日及び休日を除く日に使用することができる定期駐車券をいう。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の第2条に規定するてだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

## 規 則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

### 沖縄県規則第76号

#### 知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成17年沖縄県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（要配慮個人情報）

**第1条の2** 条例第2条第2項の実施機関の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
  - (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
  - (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。
- 第3条第2項中「第6条第2項第9号」を「第6条第2項第10号」に改める。  
第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

実施機関名		部 局 名	
登録簿作成課所名		電 話 番 号	

1	個人情報取扱事務の名称				
2	個人情報取扱事務の概要				
3	個人情報取扱事務の目的				
4	所管する組織の名称	登録		登録年月日	
		保有		変更年月日	
5	個人情報の対象者の範囲				
6	個人情報の記録項目				
6	1) 基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 個人識別符号（個人番号を除く。）	<input type="checkbox"/> 氏名	
		<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄	<input type="checkbox"/> 住所・居所
		<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他（	）
6	2) 家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	
		<input type="checkbox"/> その他（	）		
6	3) 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰
		<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 納税状況等	<input type="checkbox"/> 公的扶助
		<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他（	）	
7	要配慮個人情報 (原則収集禁止)	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実
		<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤
		収集する根拠 <input type="checkbox"/> 法令等（名称： _____） <input type="checkbox"/> 審査会意見（答申第 _____ 号）			
8	個人情報の処理形態 (電子計算機による処理状況)	<input type="checkbox"/> 電算処理 無			
		<input type="checkbox"/> 電算処理 有 (オンライン結合による提供： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )			
		オンライン結合による提供の根拠 <input type="checkbox"/> 法令等（名称： _____） <input type="checkbox"/> 審査会意見（答申第 _____ 号）			
9	個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外（沖縄県個人情報保護条例第7条第3項第 号）			
		本人以外の収集先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人
		<input type="checkbox"/> 刊行物・報道 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
10	個人情報の主な提供先	<input type="checkbox"/> 無			
		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人
		<input type="checkbox"/> その他（ _____ ）			
11	個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書・図画	<input type="checkbox"/> 電磁的記録		

12 委託等の状況	<input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 有 ( <input type="checkbox"/> 委託契約 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 )
13 備考	

注1 個人識別符号とは、個人番号（マイナンバー）、DNA、虹彩、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号等その情報が有する意味及び内容から特定の個人を識別できるものをいう。

2 要配慮個人情報のうち病歴とは、病気に罹患した経歴（がん罹患している、統合失調症を患っている等）を意味し、心身の機能障害、健康診断等の結果及び医師等による指導・診療・調剤が行われた事実を除く。

第3号様式注1中「条例」を「沖縄県個人情報保護条例」に改め、「開示決定等、」及び「及び」の次に「同条例」を加える。

第6号様式の注に次のように加える。

5 「不開示理由がなくなる時期」の欄は、開示請求のあった保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

第7号様式注中「消滅する」を「なくなる」に改める。

第8号様式中「条例第20条第1項」を「沖縄県個人情報保護条例第20条第1項」に改める。

第9号様式中「条例第20条第1項」を「沖縄県個人情報保護条例第20条第1項」に、「個人情報保護条例第21条を」を「沖縄県個人情報保護条例第21条を」に改める。

第11号様式中「条例第24条第2項第1号又は第2号」を「沖縄県個人情報保護条例第24条第2項第1号又は第2号」に改め、同様式注中「条例」を「沖縄県個人情報保護条例」に改める。

第13号様式注中「条例第24条第3項」を「同条例第24条第3項」に改める。

第17号様式中「条例第33条第1項」を「沖縄県個人情報保護条例第33条第1項」に改める。

第18号様式中「条例第33条第1項」を「沖縄県個人情報保護条例第33条第1項」に、「個人情報保護条例第34条を」を「沖縄県個人情報保護条例第34条を」に改める。

第19号様式注中「開示請求」を「訂正請求」に、「開示決定又は不開示決定」を「訂正決定又は不訂正決定」に改める。

第21号様式（表）中「条例第37条の2」を「同条例第37条の2」に改める。

第24号様式中「条例第41条第1項」を「沖縄県個人情報保護条例第41条第1項」に改める。

第25号様式中「条例第41条第1項」を「沖縄県個人情報保護条例第41条第1項」に、「個人情報保護条例第42条を」を「沖縄県個人情報保護条例第42条を」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第3号様式、第6号様式から第9号様式まで、第11号様式、第13号様式、第17号様式から第19号様式まで、第21号様式、第24号様式及び第25号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第77号**

**現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第108号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

**別表第1（第2条関係）**

現 業 職 給 料 表

職 員 区 分	職務 の級  号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

再任職 員以外 の職		円	円	円	円	円
	1	130,400	181,900	203,600	250,100	279,200
	2	131,300	183,400	204,800	251,300	281,100
	3	132,300	184,900	206,200	252,400	282,900
	4	133,200	186,300	207,500	253,600	284,700
	5	134,200	187,600	208,800	254,500	286,500
	6	135,200	189,100	210,200	255,800	288,300
	7	136,200	190,500	211,600	256,900	290,000
	8	137,200	191,800	213,000	258,100	291,800
	9	138,000	193,200	214,300	259,200	293,300
	10	139,000	194,200	215,900	260,100	295,100
	11	140,000	195,500	217,500	261,300	296,800
	12	141,100	196,600	218,900	262,500	298,600
	13	141,900	197,800	220,100	263,500	300,000
	14	142,900	198,900	221,600	264,600	301,700
	15	143,900	200,000	223,100	265,600	303,300
	16	144,900	201,100	224,400	266,600	304,800
	17	146,000	202,100	225,300	267,600	306,300
	18	147,200	203,200	226,000	268,800	307,900
	19	148,400	204,200	226,900	269,900	309,500
	20	149,600	205,200	227,900	270,800	311,200
	21	150,700	206,100	228,800	271,800	312,200
	22	151,900	207,200	230,300	272,900	313,600
	23	153,100	208,300	231,600	274,000	315,000
	24	154,300	209,300	232,700	275,000	316,500
	25	155,500	210,200	234,100	275,800	317,600
	26	157,000	211,100	235,400	276,900	319,100
	27	158,500	211,800	236,700	278,000	320,500
	28	160,000	212,700	238,000	279,100	321,900
	29	161,400	213,600	238,900	280,000	323,500
	30	162,900	214,800	240,100	281,100	324,700
	31	164,400	215,800	241,400	282,100	326,000
	32	165,900	216,700	242,600	283,100	327,200
	33	167,400	217,300	243,700	283,800	328,300
	34	169,200	218,500	245,000	284,700	329,200
	35	171,000	219,600	246,100	285,600	330,300
	36	172,800	220,800	247,300	286,700	331,400
	37	174,600	221,400	248,600	287,300	332,500
	38	176,300	222,600	249,700	288,200	333,600
	39	178,000	223,800	251,000	289,100	334,600
	40	179,700	224,900	252,300	290,000	335,600
	41	181,300	225,800	253,300	290,600	336,600
	42	182,700	227,000	254,600	291,600	337,600
	43	184,000	228,000	255,700	292,600	338,600
	44	185,400	229,100	257,000	293,500	339,600
	45	186,900	230,200	257,800	294,200	340,500
	46	188,200	231,200	258,900	295,100	341,500
	47	189,600	232,300	260,100	296,000	342,500
	48	191,000	233,300	261,100	296,900	343,500
	49	192,300	234,300	262,300	297,600	344,400
	50	193,400	235,400	263,500	298,200	345,300
	51	194,500	236,500	264,700	298,900	346,200
	52	195,700	237,600	265,600	299,700	347,000

53	196,800	238,700	266,500	300,300	347,800
54	197,900	239,700	267,600	301,100	348,600
55	198,800	240,600	268,800	301,800	349,400
56	199,900	241,400	270,000	302,500	350,100
57	201,000	242,300	270,800	303,200	350,800
58	202,000	243,300	271,800	303,900	351,600
59	203,000	244,300	272,900	304,700	352,400
60	204,000	245,200	273,900	305,400	353,100
61	205,100	246,000	274,900	306,000	353,800
62	206,000	246,900	276,000	306,700	354,500
63	206,900	247,800	276,800	307,400	355,200
64	207,800	248,700	277,900	308,100	355,900
65	208,500	249,500	278,700	308,600	356,500
66	209,300	250,300	279,500	309,100	357,000
67	210,000	251,100	280,300	309,700	357,500
68	210,800	251,800	281,100	310,300	358,000
69	211,200	252,500	281,700	310,900	358,400
70	211,800	253,100	282,500	311,300	358,900
71	212,100	253,500	283,300	311,800	359,400
72	212,600	253,900	284,000	312,300	359,900
73	212,800	254,100	284,800	312,600	360,300
74	213,400	254,500	285,500	313,100	360,800
75	213,900	255,000	286,300	313,600	361,300
76	214,600	255,500	287,100	314,000	361,800
77	214,800	255,800	287,700	314,200	362,200
78	215,500	256,200	288,200	314,500	362,700
79	216,000	256,700	288,700	314,800	363,200
80	216,600	257,200	289,100	315,100	363,700
81	217,300	257,500	289,500	315,400	364,100
82	217,700	257,800	289,900	315,700	364,600
83	218,300	258,100	290,400	316,000	365,100
84	219,000	258,400	290,900	316,300	365,600
85	219,600	258,600	291,300	316,500	366,000
86	220,100	258,800	291,900	316,900	
87	220,600	259,100	292,500	317,200	
88	221,300	259,400	293,100	317,400	
89	221,800	259,600	293,400	317,600	
90	222,400	259,800	293,900	317,900	
91	223,000	260,200	294,400	318,200	
92	223,500	260,400	294,800	318,500	
93	223,900	260,700	295,200	318,700	
94	224,400	261,100	295,700	319,000	
95	224,900	261,400	296,200	319,300	
96	225,400	261,700	296,700	319,500	
97	225,700	261,900	297,000	319,700	
98	226,200	262,200	297,400	320,000	
99	226,700	262,400	297,900	320,300	
100	227,200	262,700	298,400	320,500	
101	227,600	263,000	298,800	320,700	
102	228,100	263,200	299,200		
103	228,700	263,500	299,500		
104	229,300	263,800	299,800		
105	229,700	264,000	300,100		

	106	230,200	264,200	300,500		
	107	230,500	264,500	300,900		
	108	230,900	264,700	301,300		
	109	231,100	265,000	301,600		
	110	231,500	265,300	302,000		
	111	232,000	265,600	302,400		
	112	232,400	265,800	302,700		
	113	232,600	266,000	302,900		
	114	233,100	266,300	303,200		
	115	233,600	266,500	303,500		
	116	234,100	266,700	303,700		
	117	234,400	267,000	303,900		
	118	234,800	267,300	304,200		
	119	235,200	267,600	304,500		
	120	235,600	267,900	304,700		
	121	236,000	268,100	304,900		
	122		268,300	305,200		
	123		268,600	305,500		
	124		268,900	305,700		
	125		269,100	305,900		
	126		269,300	306,200		
	127		269,600	306,500		
	128		269,900	306,700		
	129		270,100	306,900		
	130		270,300	307,200		
	131		270,600	307,500		
	132		270,900	307,700		
	133		271,100	307,900		
	134		271,300			
	135		271,600			
	136		271,900			
	137		272,100			
再任職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第5中	を	「	22	に、	を	「	21	に、	を	「	58	に、	を	「	57	に、	を	「	63	に、	を	「	62	に、
		23	22			58	58			63	62													
		24	22			59	58			63	62													
		25	23			59	58			63	63													
		26	23			60	59			63	63													
		27	24			60	59			63	63													
		28	24			61	60			64	63													
		29	25			61	60																	
		29	26			61	60																	
		30	27																					

30
31
31
32

28
29
30
31

61
62
62
62

60
61
61
61

66
66
66
66
67
67

を

65
66
66
66
66
66
66

に、

68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69

を

67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68

に、

69
70
70
70
70

を

69
69
69
69
69

に、

70
71
71
71

を

70
70
70
70

に改める。

別表第5の2中

29
30
31
32
33
34
35
36
38
40
42

を

30
32
34
36
37
38
39
40
41
42
43

に、

78
80
82
84
88
92
96

を

79
82
85
88
91
94
97

に、

104
108
112
116
123
130

を

105
110
115
121
127
133

に改める。  
**附 則**  
 (施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例施行規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 現業職員の号給の調整、経過措置等については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第64号）附則の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。

県税の課税免除の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

## 沖縄県規則第78号

### 県税の課税免除の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県税の課税免除の特例に関する条例施行規則（平成14年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

#### 沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則

第1条中「県税の課税免除の特例に関する条例」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例」に改める。

第3条第1項第1号中「この号、次号及び次条第1項第1号において」を削り、同条第2項中「地方鉄道事業」を「鉄道事業」に、「地方鉄軌道事業」を「この項、次項及び第5条第1項第2号において「鉄軌道事業」に、「当該地方鉄軌道事業」を「当該鉄軌道事業」に改め、同条第3項中「地方鉄軌道事業」を「鉄軌道事業」に改める。

第8条中「第14条」を「第15条」に、「第8号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「課税免除」を「課税免除等」に改め、同条中「第12条の規定に基づく課税免除の申請又は条例第13条第2項の規定に基づく不動産取得税の徴収猶予の」を「第13条又は第14条第2項の規定による」に、「課税免除・徴収猶予の申請に対する決定通知書（第7号様式）」を「課税免除・不均一課税・徴収猶予の申請に対する決定通知書（第9号様式）」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第13条第2項」を「第14条第2項」に、「徴収猶予の」を「徴収の猶予の」に、「第6号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第7条とする。

第5条の見出し中「課税免除」の次に「又は不均一課税」を加え、同条第1項中「第12条」を「第13条」に、「により県税の課税免除の」を「による」に改め、同項第2号中「又は」の次に「県税条例」を加え、同項第3号中「（第4号様式）」の次に「又は不動産取得税不均一課税申請書（第5号様式）」を加え、同項第4号中「第5号様式」を「第6号様式」又は固定資産税不均一課税申請書（第7号様式）」に改め、同条第2項第1号ア及びイ中「課税免除の」を削り、同号ウ中「課税免除の」及び「申請者が青色申告者であることを証する書類及び」を削り、同号エ及びオ中「課税免除の」を削り、同号に次のように加える。

カ 地方活力向上地域特別償却適用設備の取得に係る申請にあっては、取得した設備が地方活力向上地域特別償却適用設備であることを証する書類及び地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し

第5条第2項第2号オ中「課税免除の」及び「申請者が青色申告者であることを証する書類及び」を削り、同号カ中「課税免除の」を削り、同号に次のように加える。

キ 地方活力向上地域特別償却適用設備の取得に係る申請にあっては、取得した設備が地方活力向上地域特別償却適用設備であることを証する書類及び地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し

第5条第2項第3号オ中「課税免除の」を削り、同号カ中「課税免除の」及び「申請者が青色申告者であることを証する書類及び」を削り、同号キ及びク中「課税免除の」を削り、同号に次のように加える。

ケ 地方活力向上地域特別償却適用設備の取得に係る申請にあっては、取得した設備が地方活力向上地域特別償却適用設備であることを証する書類及び地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通知書の写し

第5条第2項第4号イ中「課税免除の」を削り、同号ウ中「課税免除の」及び「申請者が青色申告者であることを証する書類及び」を削り、同号エ中「課税免除の」を削り、同号に次のように加える。

オ 地方活力向上地域特別償却適用設備の取得に係る申請にあっては、取得した設備が地方活力向上地域特別償却適用設備であることを証する書類及び地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定通

知書の写し

第5条第2項第5号中「課税免除の適用の可否又は適用範囲を判別するために」を削り、同条を第6条とする。

第4条の次に次の1条を加える。

(条例第12条第1項第1号の額の計算)

**第5条** 条例第12条第1項第1号の当該地方活力向上地域特別償却適用設備に係るものとして規則で定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算して得た額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

当該新設し、又は増設した地方活力向上地域特別償却適用設備に係る固定資産の価額  
 県において法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は×  
 当該年に係る所得又は収入金額

当該地方活力向上地域特別償却適用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

(2) 鉄軌道事業に係る所得金額

当該新設し、又は増設した軌道のうち地方活力向上地域特別償却適用設備に係る軌道の延長キロメートル数  
 県において法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は×  
 当該年に係る所得金額

当該軌道を新設し、又は増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

(3) 前2号以外の業種に係る所得又は収入金額

当該新設し、又は増設した地方活力向上地域特別償却適用設備に係る従業者の数  
 県において法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は×  
 当該年に係る所得又は収入金額

当該地方活力向上地域特別償却適用設備を新設し、又は増設した者が県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、法第72条の48第4項から第6項まで、第11項及び第12項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

第1号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則第5条第2項第1号」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第1号」に改める。

第2号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則第5条第2項第1号」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第1号」に改める。

第3号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則第5条第2項第2号」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第2号」に改める。

第4号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則第5条第2項第3号」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第3号」に改める。

第8号様式中「(第8条関係)」を「(第9条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第14条」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第15条」に改め、同様式を第10号様式とする。

第7号様式中「(第7条関係)」を「(第8条関係)」に、「課税免除・徴収猶予の申請に対する決定通知書」を「課税免除・不均一課税・徴収猶予の申請に対する決定通知書」に改め、「とおり課税免除」の次

に「・不均一課税」を加え、

課税免除をする年度又は事業年度	
免除前課税額①	円
免除相当額②	円
税額 (①-②)	円
課税免除をしない理由	

を

家屋の概要	家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち課税免除又は不均一課税の対象となる床面積
土地の概要	地番	地目	地積		左のうち課税免除又は不均一課税の対象となる地積
課税免除又は不均一課税をする年度又は事業年度					
課税免除又は不均一課税をする前の税額①					
課税免除相当額又は不均一課税相当額以外の額②					
税額 (①-②)					
課税免除又は不均一課税をしない理由					

に

改め、同様式を第9号様式とする。

第6号様式中「(第6条関係)」を「(第7条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第13条第2項」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第14条第2項」に改め、同様式注1中「不動産取得税課税免除申請書」の次に「又は不動産取得税不均一課税申請書」を加え、同様式を第8号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

**第7号様式 (第6条関係)**

年 月 日

沖縄県 事務所長 殿

申請者

住所又は所在地  
氏名又は名称及び  
代表者氏名

印

固定資産税不均一課税申請書

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条の規定に基づき、下記のとおり固定資産税の不均一課税を申請します。

記

対象地域	(地域名)	(市町村名)	対象事業	
------	-------	--------	------	--

区分	課税年度	固定資産税額	左のうち不均一課税となる税額
年度・税額等	年度	円	円
新設し、又は増設した設備等	特別償却に関する明細書を提出した税務官署名及び提出年月日		年 月 日
	新設し、又は増設した場所		
	新設し、又は増設した年月日		年 月 日
	事業の用に供した年月日		年 月 日
	有形減価償却資産の合計額		円
	上記のうち特別償却設備の合計額		円

注 1 この申請書を提出するときは、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第4号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

第5号様式中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に、「県税の課税免除の特例に関する条例第12条」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条」に改め、同様式注1中「県税の課税免除の特例に関する条例施行規則第5条第2項第4号」を「沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第4号」に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式の次に次の1様式を加える。

**第5号様式 (第6条関係)**

年 月 日

沖縄県 事務所長 殿

申請者

住所又は所在地

氏名又は名称及び

代表者氏名

印

不動産取得税不均一課税申請書

沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例第13条の規定に基づき、下記のとおり不動産取得税の不均一課税を申請します。

記

対象地域	(地域名)	(市町村名)	対象事業		
家屋の概要	家屋番号	家屋の種類	家屋の構造	床面積	左のうち不均一課税の対象となる床面積
土地の概要	地番	地目	地積		左のうち不均一課税の対象となる地積
新設し、又は増設した設備等	特別償却の適用の有無				有 ・ 無
	特別償却に関する明細書を提出した税務官署名及び提出年月日				年 月 日
	新設し、又は増設した場所				
	新設し、又は増設した年月日				年 月 日

	有形減価償却資産の合計額	円
取得した家屋及びその敷地である土地	不動産の所在地及び取得年月日	年 月 日
	家屋を事業の用に供した年月日	年 月 日
	着工予定年月日	年 月 日

注 1 この申請書を提出するときは、沖縄県税の課税免除及び不均一課税に関する条例施行規則第6条第2項第3号及び第5号に掲げる書類を添付する必要があること。

2 用紙の規格は、日本工業規格A4判とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第79号**

**沖縄県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県都市公園条例施行規則（昭和53年沖縄県規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

コミュニティセンター	おおきなサロン	1時間までごとに	270円
	ちいさなサロン	1時間までごとに	180円

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県規則第80号**

**沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則の一部を改正する規則**

沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則（平成10年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「午前6時から午後12時まで」を「次のとおり」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 県民広場地下駐車場 午前6時から午後12時まで
- (2) てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場 午前5時から翌日午前1時まで

第6条第1項中「定期駐車券」を「条例別表第1項の表に規定する定期駐車券の1月」に改め、「の1月単位」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 条例別表第2項の表に規定する定期駐車券の1月、3月及び6月の有効期間は、それぞれ使用の開始の日から起算するものとする。

第6条第3項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 前項に規定する有効期間の満了の日の翌日午前1時までの入出場については、当該有効期間内のものとみなす。

4 定期駐車券の申込みは、条例別表第1項の表に規定する定期駐車券にあつては第3号様式、条例別表第2項の表に規定する定期駐車券にあつては第4号様式によるものとする。

第7条中「第4号様式」を「第5号様式」に改める。

第8条第1項中「とおりとする」を「ととし、返還することができる額は、それぞれ当該各号に定める額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 定期駐車券を発行した場合において、駐車場の全部の供用を休止したとき。請求に基づきその事由が生じた日以後使用できなくなった日数を当該定期駐車券の有効期間の日数で除して得た数を定期駐車券による利用料金の額に乗じて得た額
- (2) 駐車券又は定期駐車券を紛失したため、指定管理者が指示した料金を納めて出場し、その後駐車券又は定期駐車券が発見されたとき。指定管理者の指示により納めた料金に相当する額
- (3) 条例別表第2項の表に規定する3月又は6月を有効期間とする定期駐車券の発行を受けている者が、当該定期駐車券の有効期間の残期間が1月以上ある場合に当該定期駐車券を返納するとき。定期駐車券の利用料金の額を当該定期駐車券の有効期間の月数で除して得た額に、返納の日における有効期間の残期間の月数に乗じて得た額

第8条第2項中「前項各号」を「第1項各号」に、「第5号様式」を「第6号様式」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 前項各号に定めるもののほか、利用料金を返還すべき特別の理由が生じた場合における利用料金の返還については、その都度知事が定める。
- 3 第1項第3号に定める額を計算するに当たっては、定期駐車券の有効期間の残期間に1月未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 第1項各号に定める額を計算するに当たっては、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第9条第1項中「とする」を「とし、減額する額は、利用料金の額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 次に掲げる手帳の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場から出場させる際に、当該手帳を係員に提示した場合 5割
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳
  - イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳
  - ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳
  - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳
  - オ 都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の市長から交付される療育手帳
- (2) 駐車場の利用促進のため、駐車場の利用に関する契約（指定管理者と契約する者が、駐車場を利用する者に代わって利用料金の全部又は一部を負担する契約をいう。）を締結した場合 1割
- (3) 前2号に定めるもののほか、知事が特別の理由があると認める場合 知事が認める割合

第9条第2項を削る。

第1号様式中「県民広場地下駐車場」を「 駐車場」に改める。

第2号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「県民広場地下駐車場」を「 駐車場」に改める。

第3号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「第6条第2項」を「第6条第4項」に、

平成 年 月		
1	二輪車（1月）	円
2	四輪車（1月）	円
3	二輪車（土曜日及び日曜日を除く1月）	円
4	四輪車（土曜日及び日曜日を除く1月）	円

を

年 月	
1 二輪車 (1月)	円
2 二輪車 (土曜日及び日曜日を除く1月)	円
3 四輪車 (1月)	円
4 四輪車 (土曜日及び日曜日を除く1月)	円

に改める。

第5号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

返還申請額の算出	
----------	--

を

返還申請額の算出	円
----------	---

に改め、同様式を第6号様式とする。

第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「県民広場地下駐車場」を「 駐車場」に、

入場の年月日及び時刻	を	「 入場（発行）の年月日及び時刻 」	に、
------------	---	--------------------	----

1 駐車券 2 定期駐車券	を	「 1 駐車券 2 定期駐車券（ 月 ） 」	に
---------------	---	------------------------	---

改め、同様式注に次のように加え、同様式を第5号様式とする。

3 定期駐車券の再発行に係る費用は、利用者の負担とする。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

**第4号様式（第6条関係）**

定期駐車券発行申込書		年 月 日
指定管理者 殿		
		住 所
		申込者 氏 名
		電話番号
<p>下記のとおりでだこ浦西駅パークアンドライド駐車場の定期駐車券の発行を受けたいので、沖縄県自動車駐車場管理条例施行規則第6条第4項の規定により、申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
自動車登録番号又は車両番号		
使用年月日	年 月 日 ~ 年 月 日	
目的地最寄り乗車駅・バス停名		
駐車の区分（時間内駐車に限る。）	1 全日定期駐車券（1月・3月・6月） 2 平日及び土曜日定期駐車券（1月・3月・6月） 3 平日定期駐車券（1月・3月・6月）	円 円 円
※ 処 理 欄	決定区分	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
	発行日	年 月 日
	発行番号	
	取扱者の氏名及び印	⑨

- 注 1 駐車の区分（時間内駐車に限る。）の欄は、該当する番号を○で囲むこと。  
 2 ※印欄は、記入しないこと。  
 3 駐車場の利用状況等を勘案し、定期駐車券を発行しない場合があります。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、沖縄県自動車駐車場管理条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第71号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。（準備行為として行う申請に必要な申請書等）  
 2 一部改正条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、改正後の第2条の規定及び第1号様式の例による。

**企 業 局 事 項**

**沖縄県企業局管理規程第4号**

沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年12月28日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

**沖縄県企業職員給与規程の一部を改正する規程**

沖縄県企業職員給与規程（昭和47年沖縄県企業局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

附則第10項を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

**別表第1（第4条関係）**

企 業 職 給 料 表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額								
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700

	22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000
	41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
再任	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
用職	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
員以	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
外の	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
職員	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			

	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600						
	95		295,200	343,100						
	96		295,600	343,500						
	97		295,800	343,700						
	98		296,100	344,100						
	99		296,500	344,500						
	100		296,900	344,800						
	101		297,100	345,100						
	102		297,400	345,500						
	103		297,800	345,900						
	104		298,100	346,300						
	105		298,300	346,800						
	106		298,600	347,200						
	107		299,000	347,600						
	108		299,300	348,000						
	109		299,500	348,500						
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任										

用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000
-----	--	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

#### 別表第2（第4条関係）

##### 特定業務等従事任期付職員企業職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
給料月額	円 144,100	円 194,000	円 230,000	円 263,000	円 288,900	円 319,200	円 362,900	円 408,100	円 458,400

備考1 この表は、特定業務等従事任期付職員に適用する。

2 この表の適用を受ける特定業務等従事任期付職員のうち、その職務の級が1級である特定業務等従事任期付職員で管理者が定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、161,300円とする。

#### 附 則

（施行期日等）

- この規程は、平成30年12月28日から施行する。ただし、附則第10項を削る改正規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 改正後の沖縄県企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに次項及び附則第4項の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
（適用日前の異動者の号給の調整）
- この規程の施行に伴う平成30年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員の同日における号給については、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第64号）附則第3項の規定の適用を受ける一般職の職員の例による。  
（給与の内払）
- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の沖縄県企業職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

## 公安委員会事項

#### 沖縄県公安委員会規則第10号

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年12月28日

沖縄県公安委員会

#### 沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（要配慮個人情報）

**第1条の2** 条例第2条第2項の実施機関の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する

手続が行われたこと。

(5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第3条第2項中「第6条第2項第9号」を「第6条第2項第10号」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿

実施機関名	<input type="text"/>	部 名	<input type="text"/>
登録簿作成所属名	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>

1	個人情報取扱事務の名称	<input type="text"/>																																						
2	個人情報取扱事務の概要	<input type="text"/>																																						
3	個人情報の取扱事務の目的	<input type="text"/>																																						
4	所管する組織の名称	登録	<input type="text"/>	登録年月日	<input type="text"/>																																			
		保有	<input type="text"/>	変更年月日	<input type="text"/>																																			
5	個人情報の対象者の範囲	<input type="text"/>																																						
6	個人情報の記録項目	<table border="1"> <tr> <td>(1) 基本的事項</td> <td><input type="checkbox"/> 個人番号</td> <td><input type="checkbox"/> 個人識別符号（個人番号を除く。）</td> <td><input type="checkbox"/> 氏名</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 性別</td> <td><input type="checkbox"/> 生年月日・年齢</td> <td><input type="checkbox"/> 続柄</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 電話番号</td> <td><input type="checkbox"/> 本籍・国籍</td> <td><input type="checkbox"/> その他（<input type="text"/>）</td> </tr> <tr> <td>(2) 家庭生活</td> <td><input type="checkbox"/> 家庭状況</td> <td><input type="checkbox"/> 婚姻歴</td> <td><input type="checkbox"/> 親族関係</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> その他（<input type="text"/>）</td> </tr> <tr> <td>(3) 社会生活</td> <td><input type="checkbox"/> 職業・職歴</td> <td><input type="checkbox"/> 地位・役職</td> <td><input type="checkbox"/> 学業・学歴</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 成績・評価</td> <td><input type="checkbox"/> 財産・収入</td> <td><input type="checkbox"/> 納税状況等</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 取引状況</td> <td><input type="checkbox"/> その他（<input type="text"/>）</td> <td><input type="checkbox"/> 資格・賞罰</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 公的扶助</td> </tr> </table>			(1) 基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 個人識別符号（個人番号を除く。）	<input type="checkbox"/> 氏名		<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄		<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）	(2) 家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係		<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）			(3) 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 学業・学歴		<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 納税状況等		<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰				<input type="checkbox"/> 公的扶助
(1) 基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 個人識別符号（個人番号を除く。）	<input type="checkbox"/> 氏名																																					
	<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄																																					
	<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）																																					
(2) 家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係																																					
	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）																																							
(3) 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 学業・学歴																																					
	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 納税状況等																																					
	<input type="checkbox"/> 取引状況	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰																																					
			<input type="checkbox"/> 公的扶助																																					
7	要配慮個人情報 (原則収集禁止)	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分	<input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実																																			
		<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果	<input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤																																			
		<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 刑事事件手続	<input type="checkbox"/> 少年保護事件手続																																				
		収集する根拠 <input type="checkbox"/> 法令等（名称： <input type="text"/> ） <input type="checkbox"/> 審査会意見（答申第 <input type="text"/> 号）																																						
8	個人情報の処理形態  (電子計算機による処理状況)	<input type="checkbox"/> 電算処理 無																																						
		<input type="checkbox"/> 電算処理 有	(オンライン結合による提供： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有)																																					
		オンライン結合による提供の根拠 <input type="checkbox"/> 法令等（名称： <input type="text"/> ） <input type="checkbox"/> 審査会意見（答申第 <input type="text"/> 号）																																						
9	個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外	(条例第7条第3項第 <input type="text"/> 号)																																				
		本人以外の収集先		<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人																																		
				<input type="checkbox"/> 刊行物・報道	<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）																																			
10	個人情報の主な提供先	<input type="checkbox"/> 無																																						
		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人																																			
		<input type="checkbox"/> その他（ <input type="text"/> ）																																						
11	個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書・図画	<input type="checkbox"/> 電磁的記録																																					
12	委託等の状況	<input type="checkbox"/> 無																																						
		<input type="checkbox"/> 有	( <input type="checkbox"/> 委託契約 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 )																																					

13 備考	
-------	--

- 注1 個人識別符号とは、個人番号（マイナンバー）、DNA、虹彩、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号等その情報が有する意味及び内容から特定の個人を識別できるものをいう。
- 2 要配慮個人情報のうち病歴とは、病気に罹患した経歴（がんりに患っている、統合失調症を患っている等）を意味し、心身の機能障害、健康診断等の結果及び医師等による指導・診療・調剤が行われた事実を除く。

第6号様式の注に次のように加える。

- 5 「不開示理由がなくなる時期」の欄は、開示請求のあった保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

第7号様式注中「消滅する」を「なくなる」に改める。

**附 則**

この規則は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第6号様式及び第7号様式の改正規定は、平成30年12月28日から施行する。

**沖縄県警察本部告示第1号**

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成30年12月28日

沖縄県警察本部長 筒井 洋 樹

**警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程の一部を改正する告示**

警察本部長が取り扱う個人情報の保護に関する規程（平成18年沖縄県警察本部告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（要配慮個人情報）

**第1条の2** 条例第2条第2項の実施機関の規則等で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第5条各号に掲げる心身の機能の障害があること。
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

第2条第2項中「第6条第2項第9号」を「第6条第2項第10号」に改める。

第1号様式を次のように改める。

**第1号様式（第2条関係）**

**個人情報取扱事務登録簿**

実施機関名	部 名
登録簿作成所属名	電 話 番 号

1 個人情報取扱事務の名称	
2 個人情報取扱事務の概要	

3	個人情報取扱事務の目的			
4	所管する組織の名称	登録		登録年月日
		保有		変更年月日
5	個人情報の対象者の範囲			
6	個人情報の記録項目			
6	(1) 基本的事項	<input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 個人識別符号(個人番号を除く。)	<input type="checkbox"/> 氏名
		<input type="checkbox"/> 性別	<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢	<input type="checkbox"/> 続柄
		<input type="checkbox"/> 電話番号	<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	<input type="checkbox"/> その他 ( )
(2) 家庭生活	<input type="checkbox"/> 家庭状況	<input type="checkbox"/> 婚姻歴	<input type="checkbox"/> 親族関係	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )			
(3) 社会生活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴	<input type="checkbox"/> 地位・役職	<input type="checkbox"/> 学業・学歴	<input type="checkbox"/> 資格・賞罰
	<input type="checkbox"/> 成績・評価	<input type="checkbox"/> 財産・収入	<input type="checkbox"/> 納税状況等	<input type="checkbox"/> 公的扶助
	<input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
7	要配慮個人情報 (原則収集禁止)	<input type="checkbox"/> 人種	<input type="checkbox"/> 信条	<input type="checkbox"/> 社会的身分
		<input type="checkbox"/> 病歴	<input type="checkbox"/> 心身の機能障害	<input type="checkbox"/> 健康診断等の結果
		<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴	<input type="checkbox"/> 刑事事件手続	<input type="checkbox"/> 少年保護事件手続
		収集する根拠 <input type="checkbox"/> 法令等(名称: )		
		<input type="checkbox"/> 審査会意見 ( 答申第 号)		
8	個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電算処理 無		
		<input type="checkbox"/> 電算処理 有 (オンライン結合による提供: <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 )		
(電子計算機による処理状況)	オンライン結合による提供の根拠	<input type="checkbox"/> 法令等(名称: )		
		<input type="checkbox"/> 審査会意見 ( 答申第 号)		
9	個人情報の主な収集先	<input type="checkbox"/> 本人	<input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第7条第3項第 号)	
	本人以外の収集先	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人
		<input type="checkbox"/> 刊行物・報道	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
10	個人情報の主な提供先	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 他の実施機関	<input type="checkbox"/> 他の官公庁等	<input type="checkbox"/> 民間団体・私人
		<input type="checkbox"/> その他 ( )		
11	個人情報の記録媒体	<input type="checkbox"/> 文書・図画	<input type="checkbox"/> 電磁的記録	
12	委託等の状況	<input type="checkbox"/> 無		
	<input type="checkbox"/> 有	( <input type="checkbox"/> 委託契約 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 )		
13	備考			

注1 個人識別符号とは、個人番号(マイナンバー)、DNA、虹彩、指紋、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号等その情報が有する意味及び内容から特定の個人を識別できるものをいう。

2 要配慮個人情報のうち病歴とは、病気になり患った経歴(がんになり患っている、統合失調症を患っている等)を意味し、心身の機能障害、健康診断等の結果及び医師等による指導・診療・調剤が行われた事実を除く。

第6号様式の注に次のように加える。

5 「不開示理由がなくなる時期」の欄は、開示請求のあった保有個人情報を開示しない理由がなくなる期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入します。

第7号様式注中「消滅する」を「なくなる」に改める。

**附 則**

この告示は、平成31年7月1日から施行する。ただし、第6号様式及び第7号様式の改正規定は、平成30年12月28日から施行する。

---

**人事委員会事項**

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

### 沖縄県人事委員会規則第17号

#### 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第64号。以下「平成30年改正条例」という。）等に基づき、平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 経過措置額支給特定職員 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）附則第10項に規定する特定職員であつて、沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年沖縄県条例第63号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給されるものをいう。
- (2) 施行日 平成30年改正条例の施行の日をいう。
- (3) 改正後の給与条例 平成30年改正条例第1条の規定による改正後の給与条例をいう。
- (4) 改正前の給与条例 平成30年改正条例第1条の規定による改正前の給与条例をいう。

(経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例)

**第3条** 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第5条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 特地勤務手当
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当
- (5) へき地手当
- (6) へき地手当に準ずる手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 夜間勤務手当
- (10) 期末手当
- (11) 勤勉手当
- (12) 定時制通信教育手当
- (13) 農林漁業普及指導手当

**第4条** 経過措置額支給特定職員に対する平成30年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第3条その他の法令の規定による給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第6条第2項において「第3条等減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成26年改正給与条例附則第7項から第9項までの規定による給料の特例)

**第5条** 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改

正する条例附則第7項から第9項までの規定による給料に関する規則（平成27年沖縄県人事委員会規則第3号。以下「経過措置額規則」という。）第3条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項又は第9項の規定による給料については、経過措置額規則第3条又は第4条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

**第6条** 平成30年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第10項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額に達しないときにおける経過措置額規則第5条の規定の適用については、同条中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第3条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第3条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定による給料については、適用しない。

（雑則）

**第7条** この規則に定めるもののほか、平成30年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第18号**

**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則**

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

34	33
34	34
34	34
35	34
35	34
35	35
36	35
36	35
36	35
37	36
37	36
37	36
37	36
37	37

別表第7の海事職給料表昇格時号給対応表中	38	を	37	に改め、別表第7の教育職給料表
	38		37	
	38		37	
	38		38	
	38		38	
	39		38	
	39		38	
	39		39	
	39		39	
	39		39	
	40		39	
	40		39	
	40		40	
	40		40	
	40		40	
(1)昇格時号給対応表中	54	を	53	に改め、別表第7の教育職給料表(2)昇格時号給対応表中
	54		53	
	54		53	
	54		54	
	54		54	
	54		54	
	54		54	
	55		54	
	55		54	
	55		54	
	55		55	
	55		55	
	55		55	
	56		55	
	56		55	
56	55			

54	53		
54	54		
55	54		
55	54		
56	55		
56	55		
57	55		
57	56		
57	56		
58	56		
58	57		
58	57		
59	57		
59	58		
59	58		
60	58		
60	59		
60	59		
61	59	に改め、別表第7の教育職給料表(3)昇格時号給対応表中	
61	60		
61	60		
61	60		
61	61		
61	61		
61	61		
62	61		
62	61		
62	61		
62	62		
62	62		
62	62		
62	62		
63	62		
63	62		
63	63		

58
59
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64

63	63
63	63
63	63
64	63

57
58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63

に改め、別表第7の医療職給料表(2)昇格時号給対応表中

46
46
47
47
48
48
49

を

45
46
46
46
46
47
47
47

に改める。

別表第7の2の公安職給料表降格時号給対応表中 「 21 | 24 」 を 「 21 | 25 」 に、

32	36
33	37
34	39
35	40
36	41

を

32	37
33	38
34	39
35	40
37	41

に改め、別表第7の2の海事職給料表降格時号給対応表中

59
62
65
68
73
78
83

を

60
64
68
72
76
80
85

に改め、別表第7の2の教育職給料表(1)降格時号給対応表中

111
117
123

を

89
90

114
120
126

に改め、別表第7の2の教育職給料表(2)降格時号給対応表中

94
96
98
100
103
106
109
112
118
124
130

95
98
101
104
107
110
113
116
121
126
131

を に改め、

別表第7の2の教育職給料表(3)降格時号給対応表中

81
82
83
84
87
90
93

82
84
86
88
90
92
94

を に改め、別表第7の2の医療

職給料表(2)降格時号給対応表中

78
80
82
84
85

を

79
82
85
85
85

に改め、別表第7の2の医療職給料表(3)降格時号

給対応表中

29
30
32

を

29
31
32

に改める。

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。  
(経過措置)

- 2 平成30年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則による号給がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第19号**

**初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則**

初任給調整手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。  
別表を次のように改める。

**別表（第7条関係）**

職員の区分 期間の区分	1項職員			2項職員
	1種	2種	3種	
	円	円	円	円
1年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
1年以上2年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
2年以上3年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
3年以上4年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
4年以上5年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
5年以上6年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
6年以上7年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
7年以上8年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
8年以上9年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
9年以上10年未満	414,800	368,800	308,600	30,000
10年以上11年未満	414,800	368,800	308,600	25,000
11年以上12年未満	414,800	368,800	308,600	20,000
12年以上13年未満	414,800	368,800	308,600	15,000
13年以上14年未満	414,800	368,800	308,600	10,000
14年以上15年未満	414,800	368,800	308,600	5,000
15年以上16年未満	414,800	368,800	308,600	

16年以上17年未満	410,400	364,800	305,300	
17年以上18年未満	406,000	360,800	302,000	
18年以上19年未満	401,600	356,800	298,700	
19年以上20年未満	397,200	352,800	295,400	
20年以上21年未満	392,800	348,800	292,100	
21年以上22年未満	373,400	331,900	278,300	
22年以上23年未満	353,600	314,700	264,300	
23年以上24年未満	334,300	298,000	250,800	
24年以上25年未満	314,900	281,100	236,900	
25年以上26年未満	295,400	264,200	223,200	
26年以上27年未満	272,700	243,400	205,600	
27年以上28年未満	250,500	223,000	188,500	
28年以上29年未満	228,100	202,600	171,200	
29年以上30年未満	205,300	181,800	153,600	
30年以上31年未満	180,500	159,900	135,600	
31年以上32年未満	155,600	138,000	117,300	
32年以上33年未満	131,000	116,300	99,400	
33年以上34年未満	92,900	84,400	73,400	
34年以上35年未満	57,600	54,600	49,100	

備考1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員になった日以後の期間を示す。

2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員をいう。

3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員を、「3種」とは同項第3号の職を占める職員をいう。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

#### 沖縄県人事委員会規則第20号

##### 宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「7,200円」を「7,400円」に改め、同項第2号中「5,900円」を「6,100円」に改め、同項第3号中「4,200円」を「4,400円」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

---

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第21号**

**期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則**

**第1条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条の4第1項中「次に掲げる職員」の次に「（休職にされている職員のうち、条例第35条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）」を加え、同項第1号中「（休職にされている職員のうち、条例第35条第1項に該当する職員以外の職員を除く。）」を削る。

第12条第2項第7号中「介護休暇の期間」の次に「及び勤務時間条例第17条の3の規定に基づく介護時間の時間」を加える。

第14条第1号中「100分の180」を「100分の190」に、「100分の220」を「100分の230」に改め、同条第2号中「100分の85」を「100分の95」に、「100分の105」を「100分の115」に改める。

**第2条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「100分の190」を「100分の185」に、「100分の230」を「100分の225」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の90」に、「100分の115」を「100分の110」に改める。

**附 則**

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第12条の規定は、平成29年4月1日から適用する。
- 3 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定は、平成30年12月1日から適用する。

---

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第22号**

**給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則**

給料等の支給に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第23号**

**外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年沖縄県人事委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、一般の派遣職員は、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号。以下「給与条例」という。）第7条第3項の規定により、標準号給数（同条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号）第14条に規定する成績率については、各任命権者が定める成績標準者に適用する割合であるものとする。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

---

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

**沖縄県人事委員会規則第24号**

**地域手当に関する規則の一部を改正する規則**

地域手当に関する規則（平成18年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

**附 則**

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------